

米原市勢要覧作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

この実施要領は、米原市勢要覧作成業務を委託するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

本業務は、米原市が有する自然、歴史、文化等の状況や市勢および現状をビジュアル的にわかりやすく紹介し、市内外に本市の魅力を広く発信するとともに、本市への理解を深めてもらうことを目的に米原市勢要覧を作成するものである。

本業務の受託者の選定にあたっては、幅広い事業者の中から専門性、技術力、企画力、創造性、実績等を総合的に判断して最適な受託者を決定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

(2) 業務名

令和6年度 米広秘第7号 米原市勢要覧作成業務

(3) 業務内容

「米原市勢要覧作成業務仕様書」にて記載

(4) 業務期間 契約締結日の7日以内から令和7年9月30日まで

2 委託金額

業務に要する費用（予定価格）

金 1,500,000円（消費税および地方消費税含む。）

内訳：令和6年度	0円
令和7年度	1,500,000円

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければなりません。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからカのいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 以下の実績を有する者

過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）における本業務と同規模程度もしくは同規模以上の自治体市勢要覧もしくは記念誌、自治体広報誌の作成業務実績。

※同規模程度とは、表紙と本文併せて8ページ以上の納品実績のものとする。

4 質問の受付および回答

- (1) 提出期限：令和7年1月8日（水）午後3時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

なお、メール送信後米原市広報秘書課 電話：0749-53-5163へ連絡してください。

- (3) 回答期間：令和6年12月17日（火）～令和7年1月10日（金）
- (4) 回答方法：米原市公式ウェブサイトにおいて公開する。

5 企画提案書等の作成および提出

(1) 提出書類および必要部数

① 公募型プロポーザル参加申込書（様式2） 原本1部

② 実施体制各種調書および企画提案書等

原本1部、副本7部および、作成したデータファイルとPDF形式で保存したCD-ROM1枚

ア 参加資格確認書（様式3）

イ 業務実績調書（様式4）

ウ 執行体制調書（様式5）

※上記調書は、令和7年3月1日時点で記入してください。

※本業務に係る執行体制を担当業務、配置予定担当者等に考慮し、記載してください。

※担当予定者の経歴および会社概要を提出してください。（様式任意）

エ 企画提案書（任意様式）

※企画提案書は、7「審査基準および配点」に示す企画提案項目について貴社の考え方をわかりやすくまとめるとともに、要点を簡潔にまとめて作成してください。

オ 参考見積書（任意様式）

※見積価格については、事務局への過大な負担がなく、確実な成果が得られることを考慮した価格を算出してください。

(2) 提出期限等

① 提出期限：令和7年1月27日（月）午後3時まで（必着）

② 提出場所：米原市役所政策推進部広報秘書課

③ 提出方法：持参または郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法としてください。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された公募型プロポーザル参加申込書等を書類審査において政策推進部広報秘書課で提案者を選定します。

実施日：令和7年1月29日（水）予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による審査）

第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、7に規定する審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和7年2月14日（金）予定

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選定された者のみ、ヒアリング等を実施する旨を通知します。

②第2次審査

審査結果を書面により通知します。

項目	注意事項
日時・会場	第一次審査の結果通知に記載します。
持ち時間	30分以内
出席者	5人以内
ヒアリング内容	・提出した企画提案書の内容説明（15分） ・企画書の内容に関する質疑応答（15分）

7 審査基準および配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

項目	評価基準	点数
企画提案	コンセプトを理解した内容となっているか	10
	紙面の構成で表紙デザインを含めて読んでみたくなる市勢要覧か	10
	「米原市」が表現（イメージ）できる提案となっているか	10
	提案は米原市の特長と魅力をアピールしているか	15
	提案は今後の米原市の発展と将来への期待感を感じさせるか	15
	魅力ある追加提案があり、本市にとって有用であるか	10
業務実績	市勢要覧等の実績は十分であるか	5
業務体制	本業務の遂行にあたり、実施体制の信頼性があるか	10
	提案された作成スケジュールは妥当か	10
見積価格	予算の範囲・妥当性	5
合計		100

8 日程

公告	令和6年12月17日
質問受付締切	令和7年1月8日 午後3時まで
質問回答	令和6年12月17日～令和7年1月10日
企画提案書等受付締切	令和7年1月27日 午後3時まで
第1次審査	令和7年1月29日（予定）
結果通知	令和7年1月30日（予定）
第2次審査	令和7年2月14日（予定）
結果通知	令和7年2月下旬
契約締結	令和7年3月上旬
業務開始	令和7年3月上旬

9 失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先および提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式および記載上の注意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2に定める業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行い

ます。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出してください。

11 その他注意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、特に定めがある以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出およびその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「執行体制調書」に記載した配置予定の管理技術者および担当技術者は、原則として変更できないものとします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、米原市と協議の上、決定するものとします。

- (6) 米原市情報公開条例（平成17年米原市条例第4号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

12 担当部署（提出・問合せ先）

米原市役所（本庁舎） 政策推進部広報秘書課 担当：富永・中村

滋賀県米原市米原1016番地 TEL0749-53-5163(内線4115)